別紙１（第５関係）

審査における判断基準

大阪府審査基準第11条第２項の審査における判断基準は、次のとおりとする。

下記１から５までに掲げる場合は、内部統制の整備又は運用に不適切な事項があり、大阪府の財務に関する事務に係る内部統制は、知事の基本方針に定められた目的及び取組の方向性に沿って実施されていないものとする。

１　不備に対する改善、是正又は再発を防ぐ適切な対応がなされていない場合

２　業務上横領、入札情報漏洩などの府民の信用を失墜する不備があった場合

３　次に掲げる不備（軽易な不備を除く。）が、同一所属において繰り返し発生した場合

(1)当該事務処理が関係法令に違反しているもの。

(2)不適切な会計事務処理により予算の執行額変動（追給、返納等）が生ずるもの。

(3)不適切な契約の締結により府の経済に損失を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるもの。

(4)公有財産、物品又は債権等の不適切な管理及び処分等により事故を発生させ又は発生させるおそれのあるもの

(5)以前の監査又は会計実地検査において指摘事項又は指導事項等とされたものについて適切な措置が講じられていないもの。

(6)上記(1)から(5)までに掲げるもののほか、不適切な会計事務処理が行われているもの。

(7)財務諸表の正確性の確保に支障をきたすおそれのあるもの。

４　軽易な不備であっても、同一の不備が多数の所属で発生している場合

５　軽易な不備であっても、同一所属において多発している場合